

大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、大阪の自治体におけるデジタル改革を進め、住民サービスの向上と行政の業務効率化を実現するため、府庁のDX（デジタルトランスフォーメーション。以下同じ。）と市町村のDX支援に取り組むこととしています。

今回の調査検討業務は、1）府がDXを進めていくにあたっての推進体制や調達等の制度・あり方について調査検討するとともに、2）大阪府庁および府内43市町村におけるシステム全般にかかる課題を踏まえ、庁内システムの最適化および市町村におけるデジタル化の効果的な支援を図るとい、組織のあり方と情報システムの両面における専門的な知見による高度かつ先駆的な取組みにかかる調査検討を委託するものです。

よって、本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務

(1) 事業の趣旨・目的

仕様書のとおり

(2) 事業概要

仕様書のとおり

(3) 委託上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和4年9月12日（月）	公示
令和4年9月15日（木）	説明会開催
令和4年9月22日（木）	質問受付締切
令和4年10月11日（火）	提案書類提出締切
令和4年10月中旬	選定委員会
令和4年10月下旬	事業開始
令和5年3月31日（金）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
 - (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
 - (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
 - (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
 - (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

戦略企画課ホームページからダウンロードできます。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/senryaku_kikaku/digital_propo/index.html)

※郵送による配付は行いません。

イ 配付期間

令和4年9月12日（月）から令和4年10月11日（火）まで

ウ 受付期間

令和4年9月12日（月）から令和4年10月11日（火）まで

※令和4年10月11日（火）必着

エ 提出方法

書類は郵送（添付の電子データについてはメール可）にて提出をお願いいたします。

（郵送は受付期間中に本府に到着するようにしてください。持参不可。）

○送付先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎34階
大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室 戦略企画課 戦略企画グループ

オ 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

応募書類は、仕様書を確認したうえで作成し、以下の応募書類アからサの全てをとじた正本1部、応募書類アからエをとじた副本5部、正本と副本の各データが記録された電子媒体（CD-R等。メールによる提出可。）1部を提出してください。

審査の際の匿名性を担保するため、副本5部については、個人名及び企業名や企業ロゴ等、提案者を直接特定できる文言を使用することを禁じます（表紙及び背表紙含む）。

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本5部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本5部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本5部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本5部）

・国又は地方公共団体から受託し、令和2年9月1日以降に業務を完了した同種同規模の調査事業について、実績があれば提出してください。

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式5：1部）

②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③委任状（様式7：1部）

④使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク ①法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- ・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）、カラーのどちらでも可とします。

ウ 応募書類は原則両面印刷とし、ページ番号を付番するなど審査のしやすい構成としてください。

エ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は先述の通り電子媒体（CD-R等。メールでの提出可。）での提出もお願いします。

オ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入してください。

※副本は不要

＜記入例＞「大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

カ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 提案にあたり参考とすべき事項

(1) 府システムリスト※の交付

別紙1のとおり、本プロポーザルに提案しようとする者のうち、希望する者に対し、機密保持誓約書（別紙2）の提出を受けた上で、府システムリストを電子にて、交付します。

交付を希望する者は、令和4年9月12日（月）から令和4年9月22日（木）の間に、機密保持誓約書（別紙2）を郵送及びメールにて、ご送付ください。（詳細は、必ず別紙1をご確認ください）

※スマートシティ戦略部が把握する庁内約240システム（以下、「府システム」という。）の名称、金額、契約期間等を記載したリストのこと。以下同じ。

※本リストは、令和4年4月に実施した「大阪におけるデジタル改革及び推進体制の調査検討業務」の公募におけるリストと同じです。

(2) その他参考とすべき事項

・大阪DXイニシアティブ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/senryaku_kikaku/osaka_dx_initiative/index.html)

・「大阪スマートシティ戦略 ver. 2.0」

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/sc/index.html>)

・「大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画」（以下、「中期計画」という。）

(https://www.pref.osaka.lg.jp/digital_gyosei/chuki/index.html)

・総務省「自治体DX推進手順書」

(<https://www.soumu.go.jp/denshi/jiti/>)

6 説明会の開催

(1) 開催日時

令和4年9月15日（木）午後2時から午後3時

(2) 開催方法

説明会はMicrosoft社Teamsを用いて実施します。

(3) 申し込み

令和4年9月12日（月）から令和4年9月14日（水）午後4時までに、電子メールにて、お申込みください。

お申込みいただいた方あてに説明会のURLを送付いたします。

○メール送付先

メールアドレス：senryaku-kikaku@gbox.pref.osaka.lg.jp
（受信確認電話番号：06-6210-9092）

タイトルは以下のとおりとし、本文には以下の事項を含めてください。なお、1つのアカウントから複数名が参加される場合、参加者氏名等は代表者のみで結構です。

タイトル：【説明会申込】大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務
本文：参加者所属団体：
参加者氏名：
参加者メールアドレス：
参加者電話番号：

(4) その他

説明会での質疑応答については、戦略企画課ホームページにも掲載します。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/senryaku_kikaku/digital_propo/index.html)

7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和4年9月22日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：senryaku-kikaku@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は戦略企画課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/senryaku_kikaku/digital_propo/index.html)

8 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募が5者以上の場合は、書類審査による第1次審査を行い、書類審査結果の上位4者について、プレゼンテーション審査による第2次審査を行います。第1次審査を実施した場合の結果については、応募者全員に電子メールで通知します。

ウ プレゼンテーション審査では、企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について説明を行ってください。

エ プレゼンテーション審査は令和4年10月中旬を予定しています。確定した日程、時間及び場所（開催方法）は、事前に通知を行います。なお、新型コロナウイルス感染症の状況等により、オンライン(Microsoft社Teams)により実施することがあります。

オ プレゼンテーション審査の時間は35分（準備時間を除き、質疑応答15分を含む）とします。

カ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

キ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・本事業の趣旨を理解し、事業目的及び内容に関する知識が十分にあるか。	5点
1. 府がこれまでに実施した調査結果の精査分析	・府システムリストの内容をふまえ、府システムの評価基準を設定し、優先的に調査すべきシステムをその理由とともにいくつか提案しているか。 ・府システムリストを参照し、府システムの課題を明らかにするための分析手法およびアウトプットイメージについて、わかりやすく効果的と思われるものになっているか。 ・大阪 DX イニシアティブ中間報告の方向性と整合性が取れているか。	15点
2. 府庁 DX および市町村 DX 支援を進めるにあたっての推進手法およびスケジュールの提示	【府庁DXについて】 ・地方自治体における庁内DXの成功事例や失敗事例など具体的な事例について示すとともに、大阪府において最も効果的と思われる手法について理由を示したうえ提案しているか。 【市町村DXについて】 ・市町村におけるDX課題について中期計画や国の「自治体DX推進手順書」をふまえ、現時点で想定可能な市町村システムの課題及び解決手法を提示しているか。また、ガバメントクラウドへの移行や、デジタル人材の不足という課題も踏まえた提案になっているか。 ・他の都道府県における市町村支援の事例を示しているか。	15点
3. デジタル改革推進のための体制・あり方の提示およびアプローチ手法の調査・検討	・大阪 DX イニシアティブ中間報告を前提とし、「大阪スマートシティ戦略」「大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画」、府がこれまでに実施した調査（府システムリスト）等をふまえ、今後特に取り組むべき本府及び府内市町村におけるデジタル課題を抽出しているか。 ・上記課題に対し、提案時点における仮説を設定し、以下の事項について提案しているか。 (1) 人材のあり方について (2) 最適な推進体制について (3) その他デジタル改革を進めるにあたって必要と思われる事項	30点
4. 1～3をまとめた報告書およびDX推進の実施計画書の作成	・報告書（中間・最終）および実施計画書のアウトプットイメージはわかりやすく、効果的と思われるものになっているか。	5点
スケジュール	・業務の円滑な実施ができる最適なスケジュールが設定されているか。	5点
業務実施体制	・プロジェクト管理者及び本事業実施の中心となるメンバーに仕様書「第5. 2. (1) 業務実施体制」に記載するような人材を配置しているか。	10点
障がい者雇用	・常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	5点
価格点	価格点の算定式（例） 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を戦略企画課ホームページにおいて公表します。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/senryaku_kikaku/digital_propo/index.html)

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。本規定により契約保証金免除申請をおこなう場合は、事業実績申告書（様式4）を提出いただきます。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

10 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

○本事業に関する問合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎34階
大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室 戦略企画課 戦略企画グループ
電話番号 06-6210-9092

以上